

令和 8 年度

轟橋補修工事

特記仕様書

佐倉市

土木部 道路建設課

第1章 総 則

第1 適用

- 1 この特記仕様書は、轟橋補修工事に関し、受注者が守らなければならない事項を、特に定めたものである。
- 2 この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（最新版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
- 3 この工事の施工に当たっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。ただし、次の項目については、適用しないものとする。

千葉県土木工事共通仕様書

- （1）第3編1章1節6条2項及び3項 「電子納品」についての項目

第2 段階確認

- 1 受注者は、下記の工種の施工段階においては、立会願により立会を求め、段階確認を受けなければならない。ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は、監督職員が定めるものとする。また、下記工種以外についても、監督職員が必要と判断したものについては、別途指示のうえ、実施するものとする。

種別	細別	施工段階（確認時期）
仮設工	足場工	設置完了時
現場塗装工	塗装塗替え工	素地調整完了時 各層塗装完了時
橋梁補修工	断面修復工 低圧注入工	はつり完了時 注入器具取付時
伸縮継手工	鋼製伸縮継手補修	コンクリート打設前
橋面防水工	橋面防水	塗布完了時

第3 施工管理

- 1 本工事の施工管理は、千葉県土木工事施工管理基準（最新版）によるものとする。
- 2 工事写真管理は、千葉県写真管理基準（最新版）によるものとする。

第4 工事中の安全確保

- 1 工事の施工に当たっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
- 2 工事の施工に際し、埋設物件、占用物件が予想される場合は、その管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止しなければならない。
- 3 受注者の責により埋設物件、占用物件等に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。
- 4 埋設物件、占用物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置について占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。

- 5 受注者は、工事現場内の安全を図るため、作業休止期間中及び作業終了後は現場内の点検を行い、一般者が現場内に立ち入らないようバリケード等で必要な箇所を閉鎖し、安全確保に努めるものとする。

第5 工事現場管理

- 1 受注者は、工事の施工に当たっては、次の事項を遵守するものとする。
 - (1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - (2) さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - (3) 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
 - (4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
 - (5) 建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。また、第三者に被害のないように受注者の責任において十分安全管理をすること。
 - (6) 工事区域、生活道路に、本工事により発生した土砂や廃材等による散乱が無いようにすること。また、清掃の必要性が生じた場合には、受注者の負担により行うものとする。
 - (7) 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第6 安全・訓練等の実施

- 1 本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。
 - (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - (2) 本工事内容等の周知徹底
 - (3) 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
 - (4) 本工事における災害対策訓練
 - (5) 本工事現場で予想される事故対策
 - (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

第7 安全・訓練等に関する施工計画の作成および実施状況の報告

- 1 施工に先立ち、作成する施工計画書に本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。また、それに応じた安全・訓練等の実施状況を報告するものとする。

第8 工事用資機材等の保管

- 1 本工事に用いる工事用資材や建設機械等については、その保管場所を定め監督職員に報告するとともに、適正な管理をしなければならない。

第9 建設機械の使用

- 1 本工事において建設機械を使用する際、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施第291号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用すること。

第10 環境対策

- 1 受注者は、千葉県が運用を開始している環境マネジメントシステムの構成要素をなす「公共事業における環境影響の低減」を推進し、達成するため施工計画書“環境対策”内に、独立した項目として「環境に配慮した工事実施計画」について記載するものとする。工事施工にあたっては、騒音防止及び排気ガス対策を施した機械を使用するものとし、これによりがたい場合は監督職員の承諾を得なければならない。
- 2 本工事で使用する建設機械は、低騒音、低振動建設機械に認定された機種によるものとし、市関連課に届出するとともに届出書の写しを提出するものとする。これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。
- 3 取壊し材の二次破砕作業を現場内で行ってはならない。
- 4 本工事の施工に先立ち、事前に予告看板の設置及びチラシ等を配布し、沿線・近隣住民等に周知を図ること。

第11 災害時の協力体制緊急時の諸作業

- 1 受注者は、台風、豪雨、地震等により、工事現場内において災害が発生した場合又はその恐れがある場合にその状況を把握し、適切な措置を講じなければならない。
 - (1) 緊急巡回員は2名以上で構成することとする。
 - (2) 緊急巡回員は、工事現場の異常を発見した場合には、速やかにその危険を防止するため、その場でとりうる適切な措置を講ずるとともにその状況について、監督職員に報告するものとする。
 - (3) 緊急巡回員にあたっては、写真撮影をし、日時及びその状況を記録しておくものとする。
 - (4) 緊急巡回中に事故が発生した時は、速やかにその状況を監督職員に報告しなければならない。
- 2 受注者は、工事現場が災害等で被災した場合に備え、協力体制を確立するとともに、被害を最小限に抑えるため、指示があった場合は、緊急時における諸作業を実施する。緊急巡回中及び緊急時の諸作業に関する詳細については、発注者・受注者双方の協議により決定するものとする。

第12 成果品

- 1 受注者は、通常の成果品に加え、橋梁台帳を更新するためのレポートを提出すること。内容については、監督職員と協議すること。
- 2 成果品はボックスコンテナ（クリアタイプ）に入れて納品すること。形状は発注者が指定したのものとする。

第13 工期

- 1 本工事の工期は、雨天、休日等（雨休率0.78）を見込んだものとする。なお、休日には日曜日・祝日、年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

第14 週休2日工事

- 1 本工事は週休2日工事である。
- 2 受注者は、現場閉所による週休2日工事として取り組むこと。なお、予定価格には4週8休（対象期間中の現場閉所率が28.5%以上の場合をいう。）達成相当の経費を補正している。
- 3 その他週休2日工事の施工に当たっては、「佐倉市週休2日工事実施要領」の規定に基づき行うこと。

第2章 材 料

第15 材料の確認

- 1 材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し確認を受けなければならない。

第16 舗装工

- 1 橋面舗装の表層材は、改質Ⅱ型密粒度 As 最大粒径 13mm を使用するものとする。
- 2 背面舗装の表層材は、再生密粒度 As 最大粒径 13mm を使用するものとする。

第17 現場塗装工

- 1 主要構造物部分の色彩はダークブラウン(マンセル値 10YR2/1)で塗装すること。

第18 断面修復工

- 1 断面修復材は、ポリマーセメントモルタルを用いるものとする。なお、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

第19 伸縮装置補修工

- 1 設計図書に示す伸縮装置の構造については、その標準を示すものであり、受注者において選定するものとする。ただし、使用する伸縮装置が同様の機能を有する構造であることを証明する書類を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。
- 2 後打ちコンクリートは、強度 24N/mm²の超速硬コンクリートを用いるものとする。

第20 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

- 1 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下、「調達検討資材」)の調達に必要な経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。
- 2 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
 - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)
- 3 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

第3章 一 般 施 工

第21 準備工

- 1 受注者は、施工前に現地調査を行い、設計数量及び規格等について調査結果を監督職員へ提出し確認を受けること。なお、契約図書との差異が発見された場合は、監督職員と協議すること。

第22 現場塗装工

- 1 施工に先立ち付着物塩分量測定を実施し監督職員に報告すること。
- 2 受注者は、ケレン前に既存塗膜について、鉛・六価クロム・PCB の溶出試験・含

有量試験を実施し速やかに監督職員に調査結果を提出すること。なお、調査の結果、特別管理産業廃棄物として処理が必要な場合には、監督職員と協議すること。

- 3 施工の適正気温及び養生方法を確認し、施工を行うこととする。
- 4 塗装塗替え工は鍍転換型防食塗装とし、素地調整、下塗、中塗、上塗を行うこと。これにより難しい場合は、監督職員と協議すること。
- 5 素地調整は、鍍転換型防食塗装に適合するよう、鋼材表面の浮き鍍、劣化塗膜、汚れ等を除去するものとする。ただし、全面除鍍は行わず、活性鍍を除去したうえで施工に支障のない状態までケレンを実施すること。また、油分・水分等は十分に除去し、清浄な面とすること。
- 6 下塗りは、鍍転換型防食塗料を用いて行うものとする。
塗装にあたっては、材料の仕様に基つき、所定の使用量及び塗布方法を厳守し、素地に十分浸透させるよう均一に塗布すること。
- 7 中塗り、上塗りは弱溶剤形ふっ素樹脂塗料を用いて行うものとする。
- 8 鋼道路橋防食便覧（最新版 日本道路協会）により施工するものとする。
- 9 受注者は、安全性に配慮し、他の施設に損傷を与えぬよう施工しなければならない。また、ケレンかすや塗料が付近構造物及び地域へ飛散しないよう、飛散防止に努めること。

第23 防護柵補修工

- 1 ビームパイプの設置及び笠木・ガードレール取替については、所定の位置及び高さを厳守し、取付けは堅固に行うこと。
なお、既設ガードレールについては、ボルトの脱落及び緩みを点検し、増し締め又は補填を行うものとする。なお、腐食・損傷のあるボルトは交換し、締付けは確実に行うこと。

第24 補修履歴

- 1 受注者は、補修完了年月、補修箇所、補修内容、施工会社名等を明記した補修履歴版を設置すること。なお、記載内容や設置箇所については、監督職員と協議すること。
- 2 受注者は、橋梁台帳についても修正を行うこと。なお、詳細については監督職員と協議すること。
- 3 補修履歴版は腐食しにくい材質により400mm×300mmのものとする。なお、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

第25 現場清掃

- 1 受注者は、本工事終了後、工事対象橋梁の土砂詰まり等を全て清掃すること。清掃により発生した土砂等は、車道や歩道上に飛散させてはならない。

第4章 建設副産物対策

第26 共通事項

- 1 千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「コブリス・プラス」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。
また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス 登録済み確認書」を同システムに

より作成し、各 1 部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

- 2 「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス 登録済み確認書」は最終請負金額が 1 0 0 万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

- 3 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督員の確認を受け、同申請書を 1 部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

また、建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1 部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督員に提示し確認を受けること。

- 4 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票の D 票及び E 票を提示すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認票等）を提示すること。

第 2 7 建設廃棄物

- 1 本工事により発生する建設廃棄物については以下のとおりとする。

- (1) アスコン塊・コンクリート殻は、佐倉市太田地先の中間処理場に運搬し、処理するものとする。
- (2) 舗装版切断時の汚泥は、吸引のうえタンク等に貯留し、作業後速やかに、八千代市上高野地先の中間処理場へ運搬し、処理するものとする。当該排水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、当該排水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、適正な運搬・処理を実施すること。

なお、運搬に先立ち、受入条件等を確認し、監督員に報告するものとする。

工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

第 2 8 建設リサイクル法

- 1 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 4 号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- 2 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 1 8 条の規定により、以下の事項を書面に記載し、監督員に報告することとする。なお、その書面は、「コブリス・プラス」を用いて作成した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書によることができる。

- (1) 再資源化等が完了した年月日
- (2) 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- (3) 再資源化等に要した費用

- 3 建設リサイクル法第 1 2 条の規定により、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、『「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」

（建設リサイクル法）の施行に伴う公共工事の取扱い』で定める「法第12条第1項に基づく書面」を交付し説明を行うこととする。

4 書面の交付は、契約に先立って行うこととする。

第5章 付 則

第29 コリンズ（CORINS）への登録

1 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。ただし、登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

施工条件の明示

轟橋補修工事

明示項目	明 示 事 項
工程関係	1. 週間工程及び月間工程を作成し、工程管理に留意する事。 2. 履行報告は各月毎に行うこと。 3. 本工事は週休2日工事である。
用地関係	なし
公害対策関係	1. 建設機械は低騒音・低振動・排出ガス対策型とする。 2. 使用していない工事用車両のエンジン停止等騒音対策に留意すること。 3. その他、特記仕様書によること。
安全対策関係	1. 工事は原則昼間施工とする。 2. 施工の際は交通誘導警備員を配置すること。 3. 交通規制は、車両通行止めを基本とする。 4. 施工時期は渇水期（11月上旬以降）とし、仮設足場も渇水期（11月上旬以降）にかけること。 5. 作業時間帯以外であっても異常気象時等は、パトロールを実施し、異常があった場合はただちに復旧を行うこと。 6. 道路使用許可条件を厳守のこと。 7. 工事許可区域外の重機の自走は禁ずる。 8. その他、特記仕様書によること。
工事用道路関係	なし
仮設備関係	なし
残土・ 産業廃棄物関係	1. 特記仕様書によること。
工事支障物件等	なし
排水工関係 （濁水処理を含む）	なし
薬液注入関係	なし
その他	1. 施工に先立ち、工事内容や規制について近隣住民等への周知を行うこと。 2. 交通規制時は、交通誘導警備員を1日2名以上配置すること。

様式－1

建設副産物処理承認申請書

令和 年 月 日

工事名
工事場所

工期
処理期間

年 月 日～ 年 月 日
年 月 日～ 年 月 日

請負業者名
現場代理人名

住所
電話番号

建設副産物	建設発生土(m3)	路盤廃材(m3)	アスファルト・コンクリート塊(トン)	コンクリート塊(トン)	建設汚泥(トン)	
処理場所						
所在地 電話番号						
地目		—	—	—		
面積＊高さ	m ² ＊ m	—	—	—		
処理業の許可番号	—					
許可期限	—					
農地転用等 許可番号		—	—	—		
処理数量						
処理費用(円)						
運搬距離(km)						
運搬業者 下請業者名 同電話番号 収集運搬	元請 下請	元請 下請	元請 下請	元請 下請		

- (注) 1. 工事現場と処理地の関係がわかる図面を添付のこと。(A4)
2. 「建設廃棄物処理委託契約書」の写しを添付すること。
3. 処理費とは、運搬費を含まない単位あたり処理費とする。
4. この申請書は1部提出すること。

様式－2

建設副産物処理調書

令和 年 月 日

工事名
工事場所

工期
処理期間

年 月 日～ 年 月 日
年 月 日～ 年 月 日

請負業者名
現場代理人名

住 所
電話番号

建設副産物	建設発生土(m3)		路盤廃材(m3)		アスファルト・コンクリート塊(トン)		コンクリート塊(トン)		建設汚泥(トン)			
処理場所												
運搬距離	km		km		km		km		km		km	
年 月	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計
合計												

(注) 1. この調書は1部提出すること。

総括表

佐倉市役所				工事番号				提出年月日			
課長		班長		浄書校合		設計者					
年度 科目		令和 8 年度		第 7 款 土木費		第 2 項 道路橋梁費		第 5 目 橋梁維持費		第 14 節 工事請負費	
路線河川名		市道6-188号線									
工事名		轟橋補修工事									
工事場所		佐倉市坂戸地先						工事施工方法		請 負	
								工事日数			
		全 体 事 業 費				補 助 事 業 費		単 独 事 業 費			
工事費総額		円				円		円			
工事価格		円				円		円			
消費税相当額		円				円		円			

設 計 説 明	橋長 L=28.2m 1. 橋梁舗装工 橋面防水工 A=109m² 表層工 密粒度As改質Ⅱ型13mm t=5cm A=109m² 2. 伸縮装置取替工 L=8.5m 3. 排水施設工 一式 4. 橋梁防護柵補修工 笠木取替工 一式 ガードレール部材取替工 一式 ビームパイプ設置工 一式 5. 橋梁補修工 ひび割れ補修工 低圧注入工法 N=1構造物 断面修復工 左官工法 N=1構造物 6. 水切り設置工 L=56m 7. 橋梁塗装工 A=340m² 8. 背面舗装打換工 A=32m² 9. 仮設工 一式
----------------------------	---

(合併) 工 事 数 量 総 括 表

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費		式	1			
橋梁保全工事		式	1			
舗装工		式	1			
路面切削工		式	1			
路面切削	全面切削6cm以下(4000m2以下) 無し	式	1			補) 1 号内訳書
殻運搬(路面切削)	殻種別:アスファルト殻	式	1			補) 2 号内訳書
殻処分	アスファルト殻	式	1			補) 3 号内訳書
橋面防水工		式	1			
橋面防水	塗膜防水	m2	109			補) 4 号内訳書
舗装打換え工		式	1			
表層	密粒度As改質Ⅱ型13mm 舗装厚:50mm 3.0m超	m2	109			補) 5 号内訳書

(合併) 工 事 数 量 総 括 表

付 属 1

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
橋梁付属物工		式	1			
伸縮継手工		式	1			
伸縮装置取替工		m	8.5			補) 6 号内訳書
殻運搬	コンクリート(無筋)構造物とりこわし	式	1			補) 7 号内訳書
殻処分	コンクリート殻(鉄筋)	式	1			補) 8 号内訳書
排水施設工		式	1			
排水管	VP管	式	1			補) 9 号内訳書
橋梁防護柵補修工		式	1			
笠木取替工		式	1			補) 10 号内訳書
ガードレール部材取替工		式	1			補) 11 号内訳書
橋梁用防護柵工		式	1			

(合併) 工 事 数 量 総 括 表

付 属 2

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ビームパイプ設置工		式	1			単) 1 号内訳書
橋梁補修工		式	1			
ひび割れ補修工		式	1			
低圧注入工法	1構造物当り補修延べ延長 :48.8m 材料種類:エポキシ 樹脂系注入材	構造物	1			補) 12 号内訳書
断面修復工		式	1			
左官工法	1構造物当り修復延べ体積 :0.106m3 材料種類:ポリマ ーセメントモルタル 有り	構造物	1			補) 13 号内訳書
水切り設置工		式	1			
水切り設置工		式	1			
水切り設置工		m	56			補) 14 号内訳書
現場塗装工		式	1			
橋梁塗装工		式	1			

(合併) 工 事 数 量 総 括 表

付 属 3

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
素地調整	3種ケレンA(動力工具と手工具の併用)	m2	330			補) 15 号内訳書
下塗	錆転換型防食塗装	m2	330			補) 16 号内訳書
中塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用 はけ・ローラー 濃彩 塗装箇所:主桁・横桁・対傾構・下横桁・支	m2	340			補) 17 号内訳書
上塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料 はけ・ローラー 濃彩 塗装箇所:主桁・横桁・対傾構・下横桁・支	m2	340			補) 18 号内訳書
背面舗装打換工		式	1			
舗装打換工		式	1			
舗装版切断		式	1			単) 2 号内訳書
舗装版切断汚泥運搬処分		式	1			単) 3 号内訳書
舗装版破碎		式	1			単) 4 号内訳書
不陸整正		式	1			単) 5 号内訳書
表層	再生密粒度As13mm	m2	32			単) 6 号内訳書

(合併) 工事数量総括表

付属 4

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
殻運搬処分		式	1			単) 7 号内訳書
仮設工		式	1			
仮設工		式	1			
足場工		式	1			補) 19 号内訳書
交通管理工		式	1			
交通誘導警備員		式	1			補) 20 号内訳書 単) 8 号内訳書
直接工事費計		式	1			
共通仮設		式	1			
共通仮設費(積上分)		式	1			
運搬費		式	1			
建設機械運搬費		台				補) 21 号内訳書

(合併) 工 事 数 量 総 括 表

付属 5

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
安全費		式	1			
保護具等費用		式	1			補) 22 号内訳書
技術管理費		式	1			
塗膜検査費		式	1			単) 9 号内訳書
共通仮設費(率計上)		式	1			
共通仮設費(率計上)		式	1			
共通仮設費(率計上)		式	1			
純工事費		式	1			
現場管理費		式	1			
工事原価		式	1			
一般管理費等		式	1			

(合併) 工 事 数 量 総 括 表

付 属 6

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
各種費用		式	1			
スクラップ控除		式	1			
スクラップ		式	1			
スクラップ		式	1			補) 23 号内訳書
工事価格		式	1			
消費税及び地方消費税相当額		式	1			
工事費計		式	1			